

Ⅱ 長生農業の現状と今後の展開

1 農 産

管内の水稲作付面積（R4）は 4,660ha で早場米の産地と位置づけされておりますが、平均的な農家一戸当たりの稲作規模は 1ha 程度と小規模経営が多い状況です。

高齢化による担い手不足や米価の低迷等の稲作を取り巻く情勢に伴い、省力・低コスト化をねらったミニライスセンターを核とした営農集団への栽培委託等が集まっています。集団の構成員は、海岸地域では施設園芸農家や畜産農家が多く、山間地域では集落に基盤を置いた高齢者が中心となっています。需要に応じた生産を進めるため、飼料用米、加工用米等の栽培への取組を進めています。

睦沢町川島営農組合、睦沢町寺崎新町営農組合、長南町東部営農組合、長南西部営農組合等では、水田の高度利用の一環として、麦・大豆やWCS用稲等の集団転作に取り組んでいます。今後も、地域ぐるみの担い手育成を更にすすめ、集落営農を推進します。

また、消費者ニーズの多様化に対応して、稲作研究会等組織活動を中心に、牛ふん堆肥の活用やアイガモ等を利用した減農薬・減化学肥料などの栽培への取組みが行われており、環境に優しい米づくりや良質米生産の技術改善・実証等により、一層の安全で良食味米の生産を進めます。

2 園 芸

管内の園芸生産は古くから盛んで、野菜、果樹、花きの園芸部門の農業産出額（R3）は 30 億 2 千万円であり、全体の 32%を占め、県内でも有数の園芸産地となっています。

（1）施設野菜

国の指定産地となっている品目には、夏秋トマト及び冬春トマト（80ha）、夏秋きゅうり（12ha）があります。また、直売向けいちご栽培や、小ねぎ・サラダ菜・トマト等の省力的で生産性の高い養液栽培は、茂原市・白子町・一宮町を中心に行われています。施設の暖房用燃料やその他資材の高騰、病虫害の発生や価格の低迷による経営の不安定、担い手の高齢化や減少などの課題があり、産地の維持を図るために、補助事業を活用した施設の導入や、若手農業者など担い手の育成等対策に取り組めます。

（2）露地野菜

茂原市を中心に栽培される秋冬ねぎ（66ha）は、生産者の高齢化が進み栽培面積が減少していることから、単収の増加、機械化による作業効率を図り、産地強化に取り組んでいます。白子町・長生村を中心に栽培されるたまねぎ（32ha）は、生産者の高齢化で生産が減少していることから、省力技術の普及や収穫体験等を通じた産地PRで販売拡大に取り組んでいます。

長南町を中心としたれんこんや中山間地域を中心に栽培される自然薯などは地域特産物として重要な役割を果たしていますが減少傾向にあり、産地維持には一層の販売拡大の取組が必要です。

一方、直売所の開設に伴い、各地で直売用野菜の栽培が盛んになっています。

(3) 果樹

なし（主に幸水・豊水）（26.1ha）は古くから栽培され、簡易被覆栽培による早期出荷・大玉生産や環境にやさしい栽培法にも取り組み、市場でも高い評価を受け有利販売につなげています。しかし、担い手の高齢化や、老木園の増加等による収量・品質の低下等が課題となっており、後継者の育成や新技術・省力技術の導入で産地の維持・拡大を図ります。

また、いちじくについては、睦沢町及び長柄町生産組合、長生いちじく研究会では、市場出荷や直売所販売など多様な販売ツールを確保し、産地の育成を図っています。

(4) 花き

施設では、シクラメン、ばら、ガーベラ等が栽培され、先進技術を導入して市場ニーズに対応した経営が営まれています。露地では、小菊やゆり類等の切り花の生産が行われ、茂原市を中心とした地区では植木が生産されています。また、各地で直売所への出荷を目的とした花き生産が増えてきており、生産物が軽量で女性でも扱いやすいことから、さらに女性の経営参画と起業家の育成を図ります。

3 畜産

管内の畜産は酪農が中心となっており、乳用牛の飼養戸数（R4）は22戸、飼養頭数で897頭、その他畜産では、肉用牛繁殖1戸、養豚3戸、採卵鶏3戸、ブロイラー3戸となっています。

担い手の高齢化、後継者不足、飼料の高騰をはじめ、畜産の生産環境は年々厳しくなっていますが、WCS用稲や飼料用トウモロコシ等の自給飼料の生産及び利用拡大を推進し、経営改善を図ります。

また、地域と調和した畜産経営を目指し、「家畜排せつ物法」に基づく適切なふん尿処理を進めるほか、生産された堆肥等については、水稻、ねぎ、梨等の耕種農家と連携し地域内利用を進め、飼料作物の増産と併せて、耕畜連携システムの構築を推進します。

4 販売流通

長生地域は、野菜等を中心に首都圏の生鮮農産物の供給基地としての役割を果たしており、JA等系統組織を通じ、京浜市場を主な出荷先に、少品目、多量生産販売を続けてきました。

しかしながら、輸入農産物の増加や産地間競争の激化に加え、生鮮食料品の流通や消費の形態が多様化する中で、新鮮で高品質な農産物を安定的に供給していくとともに、今後の消費動向を見据え、消費者の視点に立った販売流通への対応が必要となっています。

さらに、農畜産物の偽装事件や残留農薬問題などから、食の信頼が大きく揺らいでおり、安全な農産物の生産を基本に、顔の見える生産・流通・消費システムの構築に加え、消費者ニーズに対応した産品づくり、6次産業化の推進、地産地消の推進、消費者の求める農林産物情報の提供、長生ブランドの確立などに取組みます。

5 地域資源の保全・活用

(1) グリーン・ブルーツーリズムの推進

県が策定した推進方針「大地と海のグリーン・ブルーツーリズム in ちば」に基づき、「道の駅」や都市部で実施される販売活動において、観光客や都市住民に地域の魅力をアピールするなど各種事業を展開し、グリーン・ブルーツーリズムを推進します。

(2) 環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い以下の取組を支援しています。

ア 「ちばエコ農業」・「環境負荷低減事業活動」の推進

農薬と化学肥料を県が定める使用基準の半分以上に減らした「ちばエコ農業」と、みどりの食料システム法に基づく「環境負荷低減活動」の取組を支援します。

イ G A P の推進

食品安全、環境保全、労働安全の確保及び経営改善などを目的としたG A Pに取組む生産者や産地へ支援するとともに、産地が国際水準G A Pの全ての項目を達成できるように計画的に取り組めます。

ウ 環境保全型農業直接支援対策

化学肥料、化学合成農薬の 5 割低減の取組とカバークロップの作付やリビングマルチ等を組み合わせた取組や有機農業の取組を支援します。

(3) 耕作放棄地・農地集積対策

農業従事者の減少や高齢化、農産物価格の低迷などを背景として耕作放棄地が増加しており、農業振興を図る上ではもちろんのこと、地域環境にも影響を及ぼすことから、その解消と発生未然防止は大きな課題となっています。

また、農業経営の規模拡大、農用地の集団化等による農地利用の効率化や高度化の推進を図ることも重要です。

そこで、平成 26 年度に創設された農地中間管理事業を活用し、市町村（農業委員会等）、地域耕作放棄地対策協議会、農地中間管理機構等関係機関との連携を強化し、地域の実情に合わせた効率的、効果的な耕作放棄地・農地集積対策を推進します。

(4) 有害鳥獣対策

野生鳥獣による農作物の被害が近年拡大傾向にあることから、長生地域野生鳥獣対策連絡会議のもと、関連機関との連携を図るとともに、防護柵や箱わななど捕獲機材の設置及び耕作放棄地の解消などの生産環境の整備により農業被害の拡大防止に努めます。

6 基盤整備

農業農村整備事業は水と土を対象とし、自然との共生を図りながら営まれている農業を支援するため、水田に必要な農業用水を確保する揚水施設の建設、営農条件を改善するための水田、畑の整備、農産物などを運搬するための農業用道路の整備、農村の環境整備などを行っている事業の総称です。

県営農業農村整備事業の調査から計画、用地買収、換地、工事施工までのハード事業

やソフト事業を行っています。完成後の施設管理は市町村や土地改良区が行います。

また、市町村等が実施する農業農村整備事業の指導なども行っています。

(1) 力強い農業の実現

豊かで安心できる食生活のためには、安定した効率的な食料生産体制が必要です。

そのためには、効率的な農地に整備するとともに、農家の経営規模を拡大していく必要があります。

(2) 活力ある住みよい農村づくり

農村は、日々の疲れを癒してくれる「やすらぎの空間」を提供してくれるとともに、農業活動を通じて自然環境を保全する役割を果たしています。しかし、農村に人が住まなくなったのでは、食料の生産も自然の環境も維持していくことができません。

活力ある農村であるためには、生活環境の整備を行い、もっと暮らしやすい農村にしていくとともに、地域資源を有効に活用するための条件整備が必要です。

(3) 国土保全と施設の適正な管理

人にやすらぎを与えてくれる自然も、ときとして非常に厳しい顔をのぞかせます。

土砂崩れや水害などから、農地や農村を守る必要があります。また、ため池、水路、用排水機場など多くの農業水利施設があります。これらの施設を適正に管理しなければ、安定した営農ができなくなります。

